

(整理番号 1904)

長野地方最低賃金審議会

第2回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和元年7月8日 10時30分～11時 長野労働局2階 会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5人	定数 5人
	労働者代表委員	出席 4人	定数 5人
	使用者代表委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正決定の諮問について 2 長野県最低賃金専門部会の構成について 3 運営問題小委員会委員長報告について 4 特定最低賃金検討小委員会委員長報告について 5 その他		
議事録			
○大日方賃金室長 それでは定刻となりましたので、只今より、長野地方最低賃金審議会、令和元年度第2回総会を開催いたします。 定足数確認と、審議会成立の報告でございます。本日の出席委員は、委員15名中14名の出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、3分の2以上の出席がございますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。 それでは最初に、長野労働局長の中原から、ご挨拶を申し上げます。			
○中原労働局長 労働局長の中原でございます。委員の皆さま方には、大変お忙しい中、当長野地方最低賃金審議会第2回の総会にご出席をたまわりまして、誠にありがとうございます。 さて、最低賃金の改正につきましては、先週4日木曜日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への目安答申が行われたところでございます。こうした中で、			

当局では、本日、長野県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただきたいと存じますが、県内の実情を踏まえたご審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、委員の皆さま方には、大変お忙しい中、明日から 23 日までにかけて、実地視察を行っていただくこととなるわけでございます。夏場の大変暑い時期ではございますが、よろしくご対応のほど、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大日方賃金室長

それでは、これからの審議につきまして、岩崎会長、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長

皆さん、労使双方がそれぞれの立場を理解しつつ、かつ、議論はきちんと行って、いい結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

本日の議題ですが、第 1 に、長野県最低賃金の改定決定の諮問について、第 2 に、長野県最低賃金専門部会の構成について、第 3 に、運営問題小委員会委員長報告について、第 4 に、特定最低賃金検討小委員会委員長報告について、第 5 に、その他を予定しております。

それでは、本日の議事録署名人を指名いたします。労働者代表委員、財津委員。使用者代表委員、井出委員。よろしくお願い致します。

さて、審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づきまして、公開が原則とされております。本日の会議は、公開によって率直な意見交換などに支障があるとは認められないので公開といたします。

なお、事務局で長野地方最低賃金審議会会議公開要綱第 3 条に基づきまして、本日開催の 14 日前に公開の公示をしたところ、傍聴の申し込みは無かったということでございます。

1 長野県最低賃金の改正決定の諮問について

○岩崎会長

それでは、議題 1、長野県最低賃金の改正決定の諮問についてに入ります。事務局、お願いします。

○大日方賃金室長

それでは最初に、中原長野労働局長から、長野地方最低賃金審議会岩崎会長に諮問文をお渡しいたします。

○中原労働局長

長野県最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法第 12 条の規定に基づ

き、長野県最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画に配意した、貴会の調査審議をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○大日方賃金室長

これから、諮問文の写しを、皆さま方に配布させていただきます。

只今配布いたしました諮問文の写しをご覧ください。本文 4 行目以降にございます 6 月 21 日付の 2 つの閣議決定、経済財政運営と改革の基本方針 2019 と成長戦略実行計画等につきましては、資料 No. 5 と 6 に資料として配布しております。最低賃金の引き上げに関する箇所につきましては、アンダーライターを引いておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。事務局からの説明は、以上でございます。

○岩崎会長

ありがとうございました。

2 長野県最低賃金専門部会の構成について

○岩崎会長

次に、議題 2、長野県最低賃金専門部会の構成についてに入ります。先ほど諮問のありました長野県最低賃金につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づきまして、専門部会を設置して審議することになります。つきましては、専門部会の構成につきまして、事務局から説明をお願いします。

○大日方賃金室長

専門部会につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の準用による第 25 条第 3 項により、公・労・使、各側同数、また最低賃金審議会令第 6 条第 1 項により、9 名以内の構成とされているところでございます。長野地方最低賃金審議会では、専門部会を公・労・使、各側 3 名による 9 名の構成としているところでございます。事務局からの説明は、以上でございます。

○岩崎会長

只今の説明のとおり、専門部会は公・労・使、各側 3 名、合計 9 名の構成としているとのことで、今期も同じ構成としたいと考えますがよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

それでは、公・労・使、各側 3 名による、合計 9 名の構成といたします。事務局で、何か説明はあるでしょうか。

○大日方賃金室長

只今ご審議いただいたとおり、専門部会の構成を公・労・使、各側委員3名ずつの合計9名とご承認いただきましたので、本日7月8日付をもちまして、専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。

推薦の締め切りは7月23日火曜日といたします。併せて関係労使の意見聴取に関する公示も、同様に本日7月8日付で行うこととし、その締切日は7月30日火曜日といたします。事務局からの説明は、以上でございます。

○岩崎会長

只今の事務局の説明について、質問等々ございますか。

<質問する者なし>

3 運営問題小委員会委員長報告について

○岩崎会長

では次に、議題3、運営問題小委員会委員長報告についてに入ります。資料No.3の会長宛ての委員長報告の写しがありますので、ご覧ください。事務局、朗読をお願いします。

○藤川賃金指導官

資料No.3を読ませさせていただきます。

令和元年6月21日。長野地方最低賃金審議会会長岩崎徹也殿。長野地方最低賃金審議会運営問題小委員会委員長岩崎徹也。

長野地方最低賃金審議会の運営について（報告）。令和元年6月21日開催の当委員会において、令和元年度における標記について検討した結果を下記のとおり報告します。

記、項目1、長野県最低賃金について。(1)発効は、10月4日を目途に審議する。(2)実地視察は、全委員の参加で実施し、労使の意見聴取は実地視察の際に行う。(3)結審は、審議会令第6条第5項を適用しない。

項目2、特定（産業別）最低賃金について。(1)発効は、従来どおりとする。(2)第1回の専門部会は、全業種の合同部会とする。(3)各専門部会は、3回を目途で結審とする。(4)結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。以上でございます。

○岩崎会長

只今の内容につきまして、何か質問等ございますか。

<「なし」の声あり>

4 特定最低賃金検討小委員会委員長報告について

○岩崎会長

では次に、議案 4、特定最低賃金検討小委員会委員長報告についてに入ります。では、特定最低賃金検討小委員会の委員長であります倉崎委員から、報告をお願いします。

○倉崎委員

では、資料 No. 4 に、会長宛て委員長報告の写しがありますのでご覧ください。事務局で朗読をお願いします。

○藤川賃金指導官

資料番号 No. 4 を読ませていただきます。

長野地方最低賃金審議会会長岩崎徹也殿。長野地方最低賃金審議会特定最低賃金検討小委員会委員長倉崎哲矢。

特定最低賃金検討小委員会における検討結果について（報告）。当委員会は、令和元年度特定最低賃金（4業種）の適用使用者数・適用労働者数について、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告します。記、適用使用者数・適用労働者数は別表のとおりとする。

資料 2 枚目でございます。特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数（令和元年度）。印刷・製版業、平成 28 年経済センサス使用者数が 353、事業所増減数がゼロ、適用使用者数 353、センサスの労働者数が 3,580、増減人員数が 250、除外者数が 251、適用労働者数が 3,579。

同じくはん用機械でございます。平成 28 年経済センサスの使用者数が 1,734、事業所増減数がゼロ、適用使用者数 1,734、センサスの労働者数が 41,514、増減人員数が 3,709、除外者数 3,698、適用労働者数が 41,525。

同じく計量器等でございます。平成 28 年経済センサスの使用者数が 1,386、事業所の増減数がマイナス 1、適用使用者数が 1,385、センサスの労働者数が 58,139、増減人員数が 3,678、除外者数が 3,695、適用労働者数が 58,122。

最後が各種商品小売業でございます。平成 28 年経済センサスの使用者数が 49、事業所増減数がゼロ、適用使用者数が 49、センサスの労働者数が 3,624、増減人員数が 222、除外者数 222、適用労働者数が 3,624、以上でございます。

○岩崎会長

只今の特定最低賃金検討小委員会委員長報告の内容につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

<「なし」の声あり>

ないようでしたら、委員長報告のとおり決定することにいたします。ご苦労さまでした。

5 その他

○岩崎会長

それでは、議題5、その他に入ります。事務局から2点ほど説明があるので、お願いします。

○大日方賃金室長

それでは私のほうから、2点ご説明させていただきたいと思います。1点目は、経済動向等の資料の概要について、2点目につきましては、審議会日程についてでございます。

1点目の経済動向等の資料の概要についてですが、資料No.7～10までをご覧ください。各機関が公表しております長野県の経済動向の資料でございます。概要等の説明につきましては、割愛させていただきます。また、No.11、これは当局がまとめました雇用情勢を提供させていただいております。

続きましてNo.14～16までをご覧ください。これは名称を省略させて呼ばせていただきますが、県労連様と連合長野様から提出がありました最低賃金に関する要請につきまして、提出させていただいておりますので、後ほどお目通しください。経済動向等の資料の説明は、以上でございます。

続きまして、2点目の審議会日程についてご説明をいたします。資料No.12をご覧ください。6月7日の第1回総会で、現時点における長野県最低賃金に係る審議日程につきましてご承認いただきましたが、日程に一部変更がございました。朱書きされた箇所が変更された日程になります。第5回総会の日程を、8月27日から26日に変更しています。各委員の皆さま方には、事前にご承諾をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

また、第1回総会時に、委員の皆さまから例年どおりの長野地方最低賃金審議会の日程一覧表の提出を求められました。資料No.13をご確認ください。この一覧表につきましては、上段にはご承認いただいている県最賃の審議日程を主に記載してございます。また一覧表の下段のほうでございますが、特定最賃の効力発生日から逆算した仮の日程を事務局で記載しているものでございます。あくまでも仮の日程でございますので、各委員のご都合をお聞きしながら日程調整をしますので、ご了承下さい。

なお、先ほど運営問題小委員会委員長報告で報告されました特定最低賃金合同専門部会につきましては、特定最低賃金各専門部会の委員推薦公示期間満了後に開催したいと考えております。審議会委員の皆さま方の9月以降のご予定を今現在お聞きしておりますので、皆さま方の一番ご都合のよろしい日を、事務局からお知らせをさせていただくという形で進めさせてもらいたいと思います。一番可能性がある日としますと、9月11日ごろではないかと思っております。確定後事務局からご連絡差し上げる形をお願いいたします。事務局からの説明は、以上でございます。

○岩崎会長

ただ今事務局から説明がございましたが、何かご質問、ご意見等々ございますか。

<「なし」の声あり>

○岩崎会長

念のため、今後の日程について、再度確認をお願いします。

○大日方賃金室長

では、直近の日程につきまして確認をさせていただきます。

明日7月9日から23日までは、審議会委員の現地視察を5日間に分けて行います。

また、8月1日午前10時半から、第1回県最賃専門部会でございます。続きまして8月2日午後1時半から、第3回総会を予定してございます。この第3回総会においては、目安の伝達を予定させていただいております。続きまして8月5日午前10時から、第2回県最賃専門部会でございます。続いて8月7日午前10時から、第3回県最賃専門部会でございます。続きまして8月8日午後4時から、第4回総会を予定しております。県最賃の答申、あるいは特定最賃の必要性の諮問等を予定しております。

以上となっておりますので、委員の皆さま方には、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席をたまわりますようお願い申し上げます。

○岩崎会長

どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。

<「なし」の声あり>

○岩崎会長

ではないということですので、本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。